

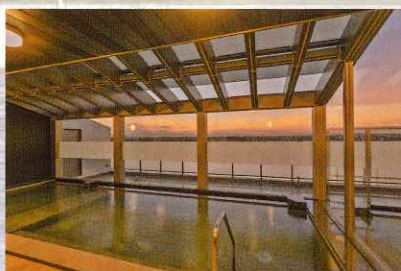
なとり・いわぬま商工会だより



Wing's

第48号

2020.10.20



2020年10月3日に「名取市サイクルスポーツセンター」がオープン致しました。
1周4キロの「サイクリングロード」や「おもしろ自転車広場」、ハンバーグの人気店「HACHI」が運営するレストランに加え、3×3コート、スケートボード場、フットサルコートのスポーツ施設を完備！
宿泊施設、名取ゆりあげ温泉「輪りんの宿」では、天然温泉の日帰り入浴も可能です。

名取市商工会

会員数 1,157 名

(令和2年10月1日現在)

名取市増田字柳田 243 Tel.022-382-3236 Fax022-382-3406

メールアドレス natoril@io.ocn.ne.jp

ホームページ <http://natori.in-shoko.com/>

岩沼市商工会

会員数 833 名

(令和2年10月1日現在)

岩沼市中央二丁目 5-25 Tel.0223-22-2526 Fax0223-22-2049

メールアドレス info@iwanuma-sci.or.jp

ホームページ <http://iwanuma-sci.or.jp>

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている 中小企業事業者の皆様へ

専門家による新型コロナウイルス感染症に関する個別相談会

名取市商工会では、名取市から受託を受けて新型コロナウイルス感染症の影響により、経営や雇用、労働等に課題や不安を抱える名取市内の中小企業者の方々を対象に、国・県・市等が実施する支援制度の紹介や申請支援を行うほか、経営・金融・労働の分野において相談者の様々な状況に応じるため、専門家による個別相談会を開催しております。

相談は先着順、費用も無料となっておりますので、是非この機会にご活用下さい。

開催日時：令和2年 10月28日(水)

11月 4日(水)・11日(水)・18日(水)・25日(水)

12月 2日(水)・9日(水)・16日(水)・23日(水)

令和3年 1月13日(水)

時間はいずれも10時・11時・13時・14時・15時の50分以内

開催場所：名取市商工会館(名取市増田字柳田243)

相談内容／対応者：事業計画・各種支援策等／中小企業診断士

雇用関係／社会保険労務士

事業資金(運転資金等)／日本政策金融公庫・宮城県信用保証協会

税務関係／税理士



お問合せ・申込先：名取市商工会 (TEL：022-382-3236 FAX：022-382-3406)

相談希望日の2日前の正午までにお申込み下さい。

相談の際は、マスク着用など感染予防対策をお願い致します。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 名取市地域応援プレミアム商品券を販売!!



名取市商工会では、新型コロナウイルス感染症の流行により冷え込んだ消費活動の促進を図るため市内加盟店で利用できるプレミアム付商品券を8月1日(土)・2日(日)の2日間、市役所や市内各公民館において名取市民優先の先行販売、9月6日(日)は市内6ヵ所の大型店等で市民以外の方も購入できる販売会を実施致しました。

コロナ禍にあって、どのような販売方法で実施すべきか試行錯誤しましたが、おかげさまで発行総額3億円分の商品券は全て完売となりました。

取扱店舗は208事業所(その他、イオンテナント193店)が加盟しており、既に各加盟店で多くの商品券が使用されています。

使用期限は令和3年1月31日(日)まで、換金最終受付は令和3年2月15日(月)までとなっておりますのでお忘れなく換金手続きをお願い致します。

いわぬま地元応援割増商品券 発行される

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している市内小規模事業者等及び市民の生活を応援するために、岩沼市をはじめ12団体で構成された地元応援割増商品券販売実行委員会が主催し、割増商品券を販売いたしました。

商品の名称は「いわぬま地元応援割増商品券」で、5割増商品券を1セット 5,000円(地元応援券500円券×10枚、全店共通券500円×5枚)で販売。

販売総額は13,490セット、割増分を含めた総額101,175千円となりました。

取扱店舗は243事業所が登録しており、商品券の使用期限は10月31日までとなっております。



青年部・女性部 コーナー

商工会青年部全国統一事業 「絆」感謝運動を開催！

岩沼市商工会青年部

岩沼市商工会青年部は去る9月1日、岩沼駅周辺及び駅前広場において、社会一般の福祉の増進に資する目的に環境美化運動を実施しました。

岩沼駅前広場は、毎年7月に駅前活性化を目的に主催しているイベント「いぎなり冷っこいルービー飲むすべ?!」の会場として利用しておりました。

今年は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い開催は出来ませんでしたが、地域貢献・福祉活動を通じて「青年部と地域との絆」を再認識・感謝しながらゴミ拾いを行いました。サラリーマンや学生等大勢の人が行き交う場所のポイ捨てゴミや空き缶等収集活動を行い、気持ちよく過ごして頂けるよう清潔感のある魅力的なまちづくりに貢献しました。



「住みよい地域環境づくり運動」を実施

名取市商工会青年部

名取市商工会青年部は、8月8日(土)に地域振興の一環として「住みよい地域環境づくり運動」を実施しました。

青年部事業としては初めての事業で、関上の海岸清掃を行いました。

当日は部員の家族にもお手伝いいただき、数時間の清掃で燃えるゴミ、燃えないゴミあわせて20袋のゴミを回収しました。

なかでも、ここ最近問題となっているペットボトルやビニール袋のほか、ハングル文字が書かれた空き缶など、不法に投げられた多くのゴミが目立ち、私たちの身近な海岸も被害に遭っていたことを改めて思い知らされました。

今後も地域振興活動を推進し、青年部活動のPRに繋げて参ります。



「花いっぱい運動の実施」

岩沼市商工会女性部

岩沼市商工会女性部では、去る6月22日から30日にかけて「花いっぱい運動」を実施致しました。

コロナ禍において、女性部員事業所の店頭等にフラワーポットを置き、暗くなりがちなお気持ちを少しでも明るくするよう、花に囲まれた環境整備に努めました。

地域住民の方々からは、花を置くことにより地域が華やかになると大変好評をいただいております。

本年度の女性部事業は、新型コロナウイルス感染症の感染防止を行いつつ、出来る範囲で活動を再開してまいりたいと思っております。



今後とも女性部活動に対するご協力とご支援を宜しくお願いいたします。

「花に囲まれた環境づくり」

名取市商工会女性部

去る6月10日(水)に「住みよい地域環境づくり運動」として名取市商工会、名取市保険センター及び名取市民体育館に設置してある女性部フラワーポットへ花苗の植栽を行いました。

新型コロナウイルス感染症が騒がれている中、花苗を植えることにより、市民の皆様にも少しでも心からの癒しを感じられるよう、日々笑顔で過ごしていただけるようにと部員の切なる思いを込めて作業いたしました。

女性部は今後も微力ながら名取市の地域づくりに貢献して参ります。



宮城労働局 宮城県最低賃金 改定のお知らせ

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業所で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。)に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金の計算には、(1) 精皆勤手当、(2) 通勤手当、(3) 家族手当、(4) 賞与等、(5) 時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業(「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」)で働く労働者には宮城県の特定(産業別)最低賃金が適用されます。

詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。

時間額 **825 円**
令和2年10月1日から!
(9月30日までは時間額824円)



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

宮城労働局 労働基準部 賃金室 Tel.022-299-8841

仙台 労働基準監督署 Tel.022-299-9075

石巻 労働基準監督署 Tel.0225-22-3365

古川 労働基準監督署 Tel.0229-22-2112

大河原 労働基準監督署 Tel.0224-53-2154

瀬峰 労働基準監督署 Tel.0228-38-3131

お知らせ 名取市商工会

中小企業等家賃支援金 売上額が減少した事業者の事業継続を支えるため、家賃等の負担を軽減する支援金です。

《支給要件》

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月～8月の任意の1ヶ月の売上額が前年同月と比較して20%以上減少している。
または、令和2年2月～8月のうち連続する2ヶ月の売上合計が、前年同期間の売上合計と比較して10%以上減少していること。
- 事業を営むために、名取市内の土地・建物を賃借しており、月額2万円以上の賃料を支払う賃貸契約書を結び、賃料の支払いを行っていること。
- 事業収入を得ており、今後も事業継続の意思があること。
- 令和元年12月までの市税に延滞がないこと。

《対象者》名取市内に事業所を有する中小企業者等、個人事業主、その他法人

《支給額》1事業者あたり10万円

《提出書類》①申請書等 ②事業確認書類(確定申告書等)の写し ③売上額減少がわかる書類(帳簿等) ④賃貸契約書の写し
⑤賃料の支払いを証明する書類 ⑥本人確認書類の写し ⑦通帳の写し

《申請期限》令和2年10月30日(金)まで

《問い合わせ》名取市中小企業等支援対策室(名取市役所6F) 電話022-383-6237

雇用調整助成金申請等支援補助金 国の雇用調整助成金等を申請した事業者に対する支援です。

《支給要件》

- 緊急対応期間(令和2年4月1日～9月30日)を含んだ雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金を申請し、支給決定を受けていること。
- 令和元年12月までの市税に延滞がないこと。

《対象者》名取市内に事業所を有すること。

《支給額》1事業者あたり20万円

《提出書類》①申請書等 ②雇用調整助成金または、緊急雇用安定助成金の支給決定通知書の写し ③本人確認書類の写し ④通帳の写し

《申請期限》令和3年2月15日(月)まで

《問い合わせ》名取市中小企業等支援対策室(名取市役所6F) 電話022-383-6237

中小企業等事業対策推進応援金 国の「生産性革命推進事業」、県の「中小企業等再起支援事業」を活用する事業者へ支給します。

《支給要件》

- 国の「生産性革命推進事業」または、県の「中小企業等再起支援事業」に係る補助金の申請を行い、令和3年1月31日までに交付決定を受けていること。
- 令和元年12月までの市税に延滞がないこと。
- 国の「生産性革命推進事業」または、県の「中小企業等再起支援事業」に関連した、本応援金と同様の補助金等の交付を受けていないこと。

※生産性革命推進事業における下記の補助金が対象です。

ア：ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ものづくり補助金)

イ：小規模事業者持続化補助金(持続化補助金)

ウ：サービス等生産性向上IT導入支援事業補助金(IT導入補助金)

《対象者》名取市内に事業所を有すること。

《支給額》国または県の補助金交付決定額により異なります。

補助金の種類	(県)中小企業等再起支援事業	(国)生産性革命推進事業
支給額	県の補助金交付決定額が 30万円未満の場合・・・5万円 30万円以上の場合・・・10万円	国の補助金交付決定額が 50万円未満の場合・・・10万円 50万円以上500万円未満 20万円 500万円以上の場合・・・50万円

《提出書類》①申請書等 ②国の生産性革命推進事業または、県の中小企業等再起支援事業補助金の交付決定通知書の写し
③事業計画書の写し ④本人確認書類の写し ⑤通帳の写し

《申請期限》令和3年2月15日(月)まで

《問い合わせ》名取市中小企業等支援対策室(名取市役所6F) 電話022-383-6237

2020ふるさと名取秋まつりの開催中止について～お知らせ～

例年11月3日(文化の日)に開催する「ふるさと名取秋まつり」は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、「開催中止」が決定いたしました。

お知らせ 岩沼市商工会

換金をお忘れなく！いわぬま地元応援割増商品券

新型コロナウイルス関連の経済対策として発行された『いわぬま地元応援割増商品券』の取扱店を対象とした換金受付は、11月10日(火)、20日(金)で最後となります。商品券をお持ちの取扱店は忘れずに換金してください。

問／岩沼市商工会(TEL 0223-22-2526)

岩沼市宿泊・旅客自動車運送業等の事業者へ支援金を支給します

岩沼市では、新型コロナウイルスの影響により売上が特に減少している宿泊・旅客自動車運送業等の事業者に対し、次のとおり支援金を給付します。

対象者：市内に店舗、事務所、営業所等を有する事業者で、次の業種を主たる事業とし、令和2年1月から10月までの任意の2カ月の売上額が、いずれも前年同月比で50%以上の減少している事業者(法人は、株式会社、合同会社、有限会社等の営利法人に限る)。

①宿泊業 ②旅客自動車運送業 ③イベント企画 ④イベント請負業

対象外：●大企業 ●飲食業、食料品製造業、小売業、旅行業及び自動車賃貸業 ●イベントへの出店

●上の前年同月2カ月間の売上額合計が30万円を下回る個人事業者 ●令和元年10月以降に創業した事業者

給付額：個人事業者 30万円、法人 50万円 ※給付は1回限り。

申請締切：11月30日(月)

※申請方法その他、詳細については、市のホームページを参照願います。

担当：岩沼市宿泊・旅客自動車運送業等事業者支援金班(TEL0223-23-5264)

「第2波・新しい生活様式への対策金」 申請期限は10月31日まで

新型コロナウイルス関連の経済対策『第2波・新しい生活様式への対策金』の申請期限は10月31日(土)となっております。

申請をお考えの事業者の皆様は期間内に申請してください。

この対策金は、市民の健康と生命を守ると同時に、落ち込んだ地域の経済活動や社会活動を回復させるため、感染対策を実施した事業者や町内会に対し、その費用の一部について最大10万円まで助成を行うものです。詳しくは市ホームページをご覧ください。

問／岩沼市 第2波・新しい生活様式への対策金班(TEL0223-23-5240)